

生保裁判連ニュース

第十四号 二〇〇〇年十二月発行
○発行 生保裁判連事務局
○事務局 竹下法律事務所
(〇七五二四一―二四四)

生保裁判連総会特集号



九月三日、東京で第六回の裁判連総会が開催されました。当日は各界からの多くの参加があり、生活保護をはじめとした社会保障の関心についておおいに交流しました。遅くありませんでしたが、本号でそのもようを報告します。

記念講演 「現代の貧困とホームレス」 岩田正美教授 (日本女子大学)

1 はじめに

ひとくちに「貧困」といっても、見える貧困と、見えざる貧困という、2つの断面がある。前者は、かつて「貧民窟」「浮浪者」という言葉で呼称されたものである。他方後者は、加齢・失業・病気

によって顕在化するが、それまでは目立たない。

我が国では、比較的平坦な所得分布を示していたところ、戦後一貫していわゆる「スラム」が減少してきたことから、「貧困は減った」と言われたこともあった。

しかし近時、大都市を中心としてホームレスが著しく増加してきている。あるいは、経済学(所得分配論等)などを通じて、見えざる貧困についても目を向けていく努力がなされるようになってきている。

2 見えない貧困

見えない貧困について、20代前半から30代前半までの女性について、所得の動態的把握を行ってきた。すると、4年間の間に一度でも貧困(一般家庭の収入の6割未満が目安)を経験したことがあると回答した人は、約4分の1いることが判明した。また、貧困固定層、不安定層、安定層について、勤務態様(無職か、パート・アルバイトか、常勤か)、既婚・未婚の別など、明らかかな偏りがあった。

また、初めて生活保護を受給した女性の中に、非常に高齢の女性があり、配偶者死亡によって年金が減額され、住宅費等の圧迫に耐えられなくなった例もあつた。

捕捉率は、バブル全盛期の

平成元年で、24.5パーセント。すなわち、約4分の3はとりこぼしている。保護受給の高齢者は、圧倒的に一人暮らしが多く、「単身にならないうと受給できない」状況である可能性がある。しかし、単身生活者は食事回数も不規則であり、話し相手もない人が多い(特に男性)。この中には、ホームレス経験がある人も多く、友達がいる野宿の方がまだ、と考える人もいる。

3 ホームレス問題

ホームレス問題については、近時増加傾向、拡散化傾向が著しい。今年3月から東京でホームレス集中調査をしたところ、東京出身者が2割おり、それ以外でも、ほとんどは20代までに上京していった。しかしながら、多くの人は、「彼らはどこからやってきた存在である」と考えたがる。7割はかつて常勤職に就いていた。野宿直前は6割が不安定職、1割無職であったが、3割は常勤職から直接野宿生活に陥っていた。また、野宿期間が長くなればなるほど、様々な情感が乏しくなるほか、病院・福祉施設との「行きつ戻りつ型」が多いという傾向を示す。

「見える貧困」の扱いは簡単そうに見えるが、実際には難しい。明治初頭の再現ではなく、あくまで2000年の日本である。「きれい」「豊か」を求め、我々の価値観からすると、「汚い」「怠惰」かつ「男性」であるホームレスを受け入れがたい(かかる意味において、ジェンダーの問題も存在する)。

野宿者対策は、なぜか「人道的措置」とされてしまう。また、ホームレスが相談に行っても、まっとうに扱われず、ステイグマを持った対象とされてしまう。ホームレスもこれを敏感に感じ、「そちらがまっとうに扱ってくれないなら、こちらで制度をつまみ食いしてしまおう」という意識を持ちがちになり、たとえば、交通費としてもらった金で、一杯飲んでしまえ、ということがある。こうなると、だまし合いの相を呈してきてしまう。また、行政内でも、押し付け合いがあり、「変だ」と思っているにもかかわらず、渦中にいると、そこに巻き込まれてしまう。

4 まとめ

生活保護は、「制度」としてのセーフティネットになつていくのかはともかく、少なくとも

我々の「生活」のセーフティネットとなつていくのかという点、はなはだ疑問である。すなわち、

①見えない貧困の取りこぼし、見える貧困の排除

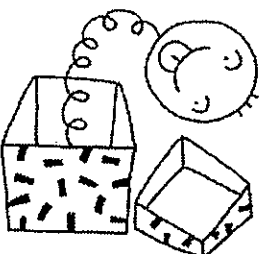
と同時に、

②生活保護が、個々人の生活のサポートに必ずしもなつていないこと

が、問題である。

また、「排除」や「見えない貧困」は、何らかの形でSOSが発せられていることが多いが、きちんと受け止められていないことがある。さらに、ホームレス問題以外にも、生活保護制度に関わる者全体にステイグマ感がある。「生活保護を抱えていない脳天気な区とは、口も利きたくない」という話もある。

貧困そのものをどう把握するかということと同時に、保護制度・行政内の根深い問題についても、社会全体に明らかにして議論を進めていくことが重要である。



全生連島田務さんの報告

「生活保護の現状と問題点」

生活保護の現状と問題点というところで話をする場合、あらゆる角度からの検討が必要となってくる。この報告では、80年代臨調行革の前後で、何がどう変化したのかというところへの評価を通じて、現在の到達点を探ることしたい。

まず保護基準について考えてみたい。保護水準と餓死水準との関係では、60年代の厚生省は、大蔵省に対して二桁代の基準引き上げを要望していたことからして、厚生省自身もその低さを認めていた。朝日訴訟一審で勝利判決が出た後、ほぼ毎年、二桁の上げ幅を記録し続け、この点で飢餓水準は脱したともいえる。

しかし臨調行革を境にその引き上げ率も鈍化し、特に金額算定方式が水準均衡方式になつて以降、相当低い水準にとどまっている。消費不況の影響もあったが、2000年度の引き上げ率はなんと0.1%という低率だ。全国一律最低賃金制すら確立してない我が国で、健康で文化的な最低限度の生活の確保に最も

直結するといえる保護基準の重要性は多言を要しないだろう。

また生存権を守る担い手である行政も、きちんとしてルールを守る必要がある。

しかし、飢餓水準は脱したとはいえまだまだ低い保護基準を、臨調以後厚生省は「高くなつた」として、これまで普通におこなわれてきた行政実務をないがしろにし始めている。とりわけ、特別基準の設定に関して、大臣協議による設定をほとんど有名無実化し、また布団などの購入に必要な一時扶助も同様に支給を渋っている。

さらに近年、最も深刻な問題となつているのが、行政による保護締め付けの強化である。

臨調以後の行政の質の低下はひどく、これまで運動を通じて勝ち取ってきた成果が大変脅かされている。

各地の実体事例から浮かび上がってきたことをまとめると、特に大きな問題となつているのが次の点である。まず、「指導指示にしたがう義務」をたてにして、たと

えば、法律にまつたく根拠のない保護申請前の検診命令を発して、実質的に保護申請を受け付けなかったり、あるいは軽微な違反を理由に即給付を停止・廃止するということがおこなわれている。また、「軽労働可」という診断書をもとに、働けるはずだ、あるいは厳しい扶養調査をもとに、扶養ができるはずだ、という「ハズ」の理屈で、同じく申請を拒否したりする。

またそれ以外にも、かつては普通におこなわれていた職権保護が形骸化してしまい、今では例外にすらなつていることもあげられる。これはホームレスに対する保護という面で問題となる。特に、家族ぐるみでテント生活というような、「現代型」ホームレスも増加するなかで、「プライバシー」を口実に見て見ぬ振りをする行政の姿勢は許されない。

これら、臨調以後目立ってひどくなつた行政運営と、われわれ生健会は闘つていかなければならないが、一方で、運動団体とこれまで直接関係のなかつたような普通の人々も、ひどい実務に怒りの声を上げていくことも付け加えたい。まさに現代の生活困窮を現しているのではないかと

かく権利意識が低いといわれる日本であるが、こうした人々も、生活保護が権利であることをしっかりと自覚して欲しいし、われわれもそれに連帯して、今後ますます運動を強めていこう。

第一分科会報告

「生活保護法の現代的課題」



参加者の一番多かった第一分科会では、まず現場からの報告として福祉事務所の生活保護の現状についてお話し

いただき、次に大阪での社会保障・社会福祉110番の相談活動から審査請求となつた、交通事故保険金給付での返還決定に対する事例の概要が報告されました。そして、学資保険裁判を支援する会の取り組みについての報告がありました。

また、地下鉄サリン事件の被害者の方から、後遺症に対する障害年金やオウム破産財団からの補償金を収入認定され、63条返還を求められた上に保護を廃止され、審査請求を行つていくことについて、特別の発言をいただきました。

学資保険裁判の原告、入口

(旧姓中嶋) 明子さんも福岡から遠路出席され、両親が進学のためにと掛けてくれた保険金を収入認定されて悔しくて10年来やってきたが、今後とも頑張つていきたいとの力強い発言を受けました。

以下、簡略で各レポート・発言の一部ですが、分科会の報告をさせていただきます。【レポート1】

「福祉事務所はどうなつていくのか、どう変わらねばならないか」

(自治労連都職労ケースワーカー協議会 田中伸治さん)
(1) 地方分権一括法で国・都道府県・区(市)が対等になつた、3階建てから横並びになつたと言いが、どう変わったのか現場ではよくわからない。

号通知での金融機関等への照会については「必要に応じて」「ケースバイケース」で行うという取り扱いをしてきており、今回3月31日付けで国からもそうした内容の一部改正通知が出された。しかし、厚生省監査を受けた所では相変わらず、「何であなたの所(区)ではやってないんだ」と指摘されたりしている。

(2) 社会福祉事業法等改正により、法定上限だった一人80ケースが「標準」扱いとなり、監査でも人員不足を指摘できなくなつてきている。このため、担当ケース数が増えることへのワーカールの抵抗感が強まっている。

「自立」というものをどうとらえるのか、福祉事務所が問われている状況にある。その一方生活保護法改正問題は、現場ではあまり議論になつていない。

(3) 被保護世帯は年々増えているが、「行革」で人員は削減され、ますます余裕のない職場になつており、ワーカールの自殺事件も起きたりしている。

いくらやつても評価するモノサシがなく、3年、5年で機械的に異動させられる。2年前のある区での調査では、

90%の人が希望しないのに配属され、新人も含めて80%の人が他へ異動したいと希望している。

(4) 都知事への特別基準の承認のための協議が無くなり、一つ一つの福祉事務所がどう判断していくのかが問われている。仲間と学び、励まして人権を守る。「自立」した福祉事務所を目指していきたい。

【レポート2】

「交通事故保険金による返還決定に対する審査請求事件について」

(徳村初美 弁護士)
(1) アルコール依存症で入院を繰り返して、小学生を育てながら生活保護を受け、断酒の努力を続けていたIさんは、98年10月交通事故に遭い、負傷して翌年7月まで、計58万円の保険金給付を受けた。

(2) 99年7月、保険会社が福祉事務所へ照会し生活保護なら払わなくていいんじゃないかと支払いを中止した。福祉事務所は保険金受領を聞き、その日のうちに返還してもらおうと電話をかけ、分割返還か、一括返還かと迫った。
(3) 保険金は、事故後負傷し

て十分家事をできなかったIさんが友人に家事手伝いにきてもらったことへの謝礼や、弁当代、栄養ドリンク代などに全額消費してしまった。

保険金の支払いが打ち切られたにもかかわらず、福祉事務所は事故によるケガであるからとして医療券の発行もせず、8月6日、58万円の返還決定をした。

(4) 110番への相談で、10月5日、審査請求を申し立てたが、2000年4月11日棄却の採決を受け、5月10日再審査請求を行行った。また5月26日には生活保護ケース記録の個人情報非開示決定処分に対して異議申し立てをなした。

友人の弁護士に聞いても、何で痛い思いをしてもらったものを返さなくてはいけなのかという意見だった。私もどう考えてもおかしいと思う。

【レポート3】

「学資保険裁判への取り組みについて」

(学資保険裁判を支援する会 杉本美江事務局長)

(1) 朝日訴訟のように「人間が人間らしく生きるためのたたかい」であり、誰にも分かりやすく誰もが共感できるこ

とだと思う。99年12月「支援する会」が発足し、国民的支援を受けての世論づくりが大切と、①わかりやすいマンガ入りの署名用紙で訴え、最高裁へ提出した署名は約15万筆となった。②4月26日には半日厚生省に座り込みを行い、③昨日(9月2日)は「トークフォーラム」を行って約70名の参加を得た。

(2) しかし、会への加入を訴えて労働組合等を回ると、ハテ？というのが率直なところだ。まだまだ生活保護は一部の人の問題と捉えられやすい。生活保護問題が国民の暮らしや賃金にどう関わるのか、スバツとわかるものが出てくると広がると思う。

今は生活保護基準より、課税最低限の問題として捉えることと重なってきている。
(3) 高裁判決は未来に希望と夢を持つことを認めた判決だと昨日のフォーラムでも意見が出ていたが、当面、調査官との面接など、最高裁の壁を突破できるよう働きかけて行きたい。

【特別発言】

「五年前の私に戻してほしい。失われたものを埋めるものを返せとは」

(地下鉄サリン事件被

害者の方)

(1) 事件の1年ほど後(96年5月)、M区に障害年金の申請に行ったところ、条件を満たしていないと言われ、部長にはあなたにできるのは精神保健法32条と障害者手帳の申請だけだと言われた。しばらくは両親が援助してくれたが、年もとつて限界になって、98年6月生活保護申請に行くと、家賃が基準より高いから受理できないと拒絶された。両親の近くから離れられないのに、医者が後遺症(喘息、PTSD)による抑鬱、目にも障害)で引越してできないと言うのに、68,000円で住めと言

うので、どこに住めるところがあるのかと訴えるところが2度目で仮受理となったが、秋には損害配当金が入る見込みになっているからと、受理と同時に63条返還を条件とされた。

(2) ところが生保になると、年金は申請できますよ、役所のミスでしたと言われ、98年12月、2年分遡及して210万円が社会保険庁から入金したと銀行から電話があった。福祉事務所へ連絡すると63条で返還してもらおう、生保の打ち切りまで考えられる

とも言われた。

色々検査されて、一級の障害者になったことがショックなのにそれも考えてくれず、全額返還義務があると言われた。役所のミスで年金が出るまで両親(父67歳、母59歳)に負担かけたのに、それを返すこともできず、扶養義務があるから、役所はタテ割りですから返すものは返してもらおうと。タテ割り行政の一言、扶養義務の一言です。

(3) 80万円の控除を認める代わりに、130万円の返還を承諾したが、その1か月後には生保を打ち切るよう都から言われたと言ってきた。控除した80万円があるからという理由だった。コロコロと変わって、人間の感情としてハイそうですかと納得できず、どうしようか。

(4) 審査請求をしたら、区の弁明書ではウソ八百を並べられ、反論書を出すと、再弁明書では私をキチガイ扱いにすることによって正当化してきた。再反論書を出したが知事から棄却された。裁決の内容には認識ミスがあり、納得できない。

一年以上こんなたたかいはして来たことが、私にとってどれだけ負担か。年金担当者はミスを謝ってくれたが、役

所として(生保の扱いにも)ミスがあったと、どうして申し訳ないとの言葉が出ないのか、分からないのが正直な気持ちです。全てが失われた事件となってしまった私にとって、あまりにも目が行き届いていないと思う。

【助言者のコメント】
こうしたレポート・発言に対して、助言者の竹下弁護士からは次のような指摘がありました。

(1) 地方分権と生活保護の関係では次の2点で手放しては喜ばない。
①依然としてこれまでの通知は残っている。福祉事務所が悪い方へ行くと、国はそれは地方の判断に任せてますと言うだろう。

②また、国庫補助金を受けていることから監査・査察も行われるので、果たして良い方向に動けるものか?
(2) ケースワークによる援助がますます失われているのではないか。

小山進次郎は生保の役割を「ケースワーク付きの金銭給付」であると述べている。大阪の交通事故の事例では、交通事故にあったことを知らなかったことはケースワーカーの恥ではないのか。

それをおまえが悪い、返還せよというのはケースワークの不在である。今でさえ不十分なのに、ひとり80ケースの「枠」が外れることを心配する。

国民の監視と現場の人の連携が必要だ。

(3) サリン事件から5年たつて、どれだけ私達の意識に残っているか。働けなくなつた人、後遺症に苦しんでいる人達がいることを知っているだろうか？

福祉事務所を訪ねても実情を受け止められず、きちんと対応できていない。特別基準を考えようという住宅基準の扱い、PTSDで鉄道に乗れないのにタクシー利用を認

第二分科会報告

「ホームレスと生活保護」

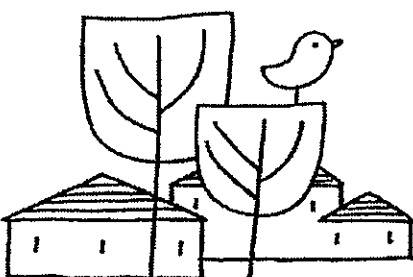
三二名の参加者のもと、ホームレスの生活支援、生活保護、裁判をめぐる状況について活発な報告、討議を行った。

はじめに、大阪弁護士会の弁護士より、大阪における三つの事例について報告を受けた。一番目は、人権救済申立を行った、七一歳の女性の事例である。九七年、野宿から入院し、生活保護受給。退院

めない、障害者加算は手帳がないとできないというが、年金をもらう前から加算できたことではないのか等々。現在の運用でできることも十分にしていない。私から見てもわからないM区の対応ぶりだ。

長に「不受理は生保法二四条及び行政手続法七条に違反し生保受給権を侵害するもの」と警告。本事例によつて、市更相がごく一部ではあるが、敷金支給を認めるきつかけとなつた。

次に、佐藤訴訟(六六歳・男性)の事例である。九六年、野宿から一時保護所を経て、更生施設入所保護。難聴のためコミュニケーションうまくいかず退所。生活保護廃止。その後、再度収容保護。退所により、再び保護廃止。九七年一〇月、居宅保護を求めたが、「居宅保護はしていない。時間ほしい」といわれ、その後、キリスト教団体から敷金を借りてアパート設定。居宅による保護開始決定。九七年、審査請求。九八年一二月、裁判提訴。退所時の保護廃止の違法性、説明義務違反、審査請求裁決遅延の違法性等を訴え、審理中。



三番目に、山本国家賠償請求訴訟(五〇歳・男性)の報告。野宿生活から入院し、九八年八月、生活保護開始。退院時、市更相に一時保護入所を求めたが、無理と言われ、保護廃止となつた。同一〇〇月、再入院し保護開始。一一月、転院希望により退院。退院により保護廃止決定。現在は居宅保護。前記二回の保護廃止とも保護継続の必要性があつたにもかかわらず一方的に廃止決定されたことに對し、その違法性を問うて、二〇〇〇年三月国家賠償求め提訴。

このような中で、近畿弁護士連合会は、今年度の人権大会のテーマを「ホームレス問題と人権」と定め、弁護士自身からもホームレスに対する法律相談体制を整備するよう提言する。

二番目の報告は、「林訴訟を支える会」事務局から行われた。原告の林勝義さんは誠に残念ながら、九九年一〇月二二日に亡くなられた。現在、最高裁での勝訴を目指し、上告理由補充書、意見書を提出し、弁護団を強化している。何としても、勝利を勝ち取りたい。

問題点の一つとして、仮に稼働能力がある場合でも、野宿者が求職活動をしなくても仕事をみつめるのは困難なことがある。厚生省保護課自身、二〇〇〇年三月、「稼働能力を有する要保護者について」は、稼働能力を活用するため努力していることが認められるのであれば、もとより保護の要件を欠くわけではない。ホームレスなどに対する生活保護適用の要件は、一般の者と異なる

るところはなく、保護する場合の方法については、個々の者の実情に即して行われるものである。と述べているところである。

三番目の報告は、東京の福祉事務所ケースワーカーから、ホームレスの自立支援事業をめぐる国及び各地の状況について行われた。厚生省は「社会的な支援を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会」を設けて、その中でホームレスへの援助について検討を行っている。

東京都の特別区(二三区)は路上生活者自立支援センターを、今年度二カ所設置する予定である。また、東京都及び特別区により構成する路上生活者自立支援事業運営協議会を設ける。自立支援センターの中に、住宅相談部門を置く。

全国状況を見て、心配なのは、自立支援事業、自立支援センター設置が進むなかで、それに乗らない人を逆に排除していくことである。

四番目の報告は、新宿駅西口ホームレス強制退去事件で弁護にあつた弁護士

から行われた。

東京都が新宿駅西口地下通路を進めていた「動く歩道」の設置工事をめぐり、一九九六年(平成八年)一月二四日早朝、同通路の路上生活者が住む段ボール小屋を都が撤去しようとしたのを、威力をもって妨害したとして路上生活者の支援者が威力業務妨害罪に問われた事件である。第一審の東京地裁では無罪判決であつたが、第二審有罪判決となり、現在、最高裁にかかっている。

第一審の裁判官は実態を理解して判断した。裁判官が実態をどれだけ理解するかが、判決の違いとなつて表れる。

一審無罪判決は現場への励ましとなり、ホームレスの人々に対する世間の見方や行政の対応の点で一定の改善をもたらした。

以上四つの報告を受けて、フォーアを含めて論議や各地の状況報告が行われた。その中で、野宿者の生活保護受給をどのようにして保障するかが重要な点として話し合われた。

野宿者の中でも、固定しないといわゆる浮浪してい

ないといわゆる浮浪してい

る人には保護適用しないところもある。一方、東京区部の福祉事務所では、野宿者の保護申請を受けるのは当然のことである、また、浮浪している人の保護こそが要であり、一例でも事例を作ることが必要、そうしないと職場が変わりようがないとの指摘があった。

終わりに、助言者（大学法学部教授）から、「稼働能力があるからという理由で生活保護適用できないことはない、また、住所がないために保護できないこともない」と厚生省自身が言っていることが現場で必ずしも実施できないのはなぜか、それは一方で国が「保護適正化」で締め付けておいて、

社会問題化すると公式的な見解を述べるといことが問題としてある。また、市町村も増加する路上生活者に生活保護を適用することは財政上できないとするが、公共事業には予算を割いている。生活保護をめぐる問題は市町村の体質改善にまで迫る問題である。

生活保護の改善、また生活保護裁判は社会保障全体を改善する大きな意義がある、今後とも、各分野の人が

共同して取り組むことが求められる、との助言があった。

もう一人の助言者（林訴訟上告審に関わっている弁護士）からは、そもその生活保護法がどこかにいつまわっていると感じている。「生活保護法の解釈と運用」を読むと生保法はもつとすばらしい法律である、それがいつのまにか違うように運用されている、との発言を聞いた。弁護士自身も生活保護に関してもつとつと勉強しなければならぬ、とのことである。

弁護士、福祉、医療、研究機関、民間団体等、各分野の関係者が協力してホームレスの人権のため取り組んでいく必要性を強く感じさせられた分科会であった。

分科会では、高訴訟の現状と課題について報告。奥村弁護士は、「二四時間介護の高さんの生活実態をつぶさに裁判所に訴えた。その中で私自身が痛感しているのは、介護という何か『してあげる』というイメージがあるが、実は高さんの手の代わりになり足の代わりになることだということ。したがって必要のない時にはそばで見ているだけということも含めて介護だということだ」「一番は在宅での生活が当たり前だ、という立場に立つて勝たせてくれたが、九月十一日の判決で常識が通るのか注目している」と分析。高さんは、「二十年間在宅で



第三分科会報告

「介護保険・介護扶助と権利擁護」

第3分科会は、「介護保険・介護扶助と権利擁護」をテーマに開催された。

今年4月から介護保険や介護扶助が施行されるとともに、高訴訟の高裁判決を目前に控えるという、タイムリーな企画となった。分科会では、4本の報告をもとに活発な議論をおこなった。

一本目は、金沢から参加した高さん本人と奥村弁護士が、高訴訟の現状と課題について報告。奥村弁護士は、「二四時間介護の高さんの生活実態をつぶさに裁判所に訴えた。その中で私自身が痛感しているのは、介護という何か『してあげる』というイメージがあるが、実は高さんの手の代わりになり足の代わりになることだということ。したがって必要のない時にはそばで見ているだけということも含めて介護だということだ」「一番は在宅での生活が当たり前だ、という立場に立つて勝たせてくれたが、九月十一日の判決で常識が通るのか注目している」と分析。高さんは、「二十年間在宅で

張して次のステップに行くことが決定的に大事であり、応用編として③介護扶助の特別基準を申請する④生活扶助の他人介護料を積極的に活用する、とりくみが大事、とまとめられた。参加者の庄谷さんからは、ドイツでは限定的な介護保険のまわりを介護扶助が大きく包んでフォローしており日本でもそういう意味で生活保護の活用が大事であると指摘があった。また、参加者からは他人介護料の具体的な手続について質問があり、高さんや奥村弁護士から詳しく紹介がされた。

報が不足しており、「契約」と言われてもうまくいかない。結局、お金がある人、情報がある人が有利になっている。これからの福祉事務所は、制度はあつても網からこぼれてしまう人などに対して権利を擁護する役割がますます大事となると思う、とまとめられた。参加者の「国は利用者がサービスを選べると言っているが、それがそうなのではないのか」との質問に対し、「そうなのではない。ケアマネ・事業者側が儲かる人、重度の人を『選択』しているのが実態」「措置の時代のケースワーカーの当たりはそれよりケアマネの当たりはそれの格差は広がっている」「一方で、事業者から独立したケアマネのネットワークもできつつある」と報告された。

二本目は、民間から見た介護保険の問題について三縄さんから報告された。民間の経営者は「日経新聞」の読者であり、視点は「儲かるかどうか」。民間労働者は「福祉新聞」の読者だが、採算上げろーとの命令のもとでケアマネージャーとして公平性や中立性をいわれても難しい。新しくなった人も多く、情報が不足しており、コストマネージャーが精一杯である。また、厚生省の情報もなかなか民間企業の末端にはおりにこない。そんな実態なのに、自治体は福祉事務所の仕事をやめて民間ケアマネに丸投げしようとしている。高齢者は情

四本目は、江野尻弁護士から、介護110番や権利擁護事業等について大阪の弁護士の活動について報告された。介護保険の権利擁護マニュアルを実務家等と一緒に作成し、皆さんの介護保険制度のもとでも、何とか介護を受ける権利を保障しようとする闘っている。法律家の目から介護保険の問題は①契約というが痴呆の場合等をどうするか、従前の入所者は契約制

なく、生活実態をしっかりと主に、そのまま満足するのではなく、介護保険の水準が介護ミニマムとして押しつけられる可能性がある。高さんは、「二十年間在宅で

度に「当然移行」等というの
は法的には通じない②要介護
認定についての不服申立・裁
判は、六ヶ月たつてしまうと
次の認定となり「訴えの利益
なし」か？などがある。一方、
③三十六万円の限度額は法律
上のもではないため、「政
令の限度額がおかしい」とい
う争いは可能ではないかな
どいろいろ考えていると話さ
れた。

助言者の尾藤弁護士と寺久
保さんが、①契約社会におい
てこそ弱者救済が必要、とい
うのは歴史的にも証明済み②
介護保険に対する審査請求や
訴訟はもつとあると思ってい
たが、情報も届いていない
し、ケアマネの深刻な実態か
らすればある意味で当然。た
だし、これからはもつと出て
くるだろう③制度からものを
見るのではなく、生活から制
度を見てどんだん争うことが
高訴訟の教訓でもある、とま
とめられた。

最後に、今日の心境を、と
求められた高さんが一句詠ま
れ、高訴訟二審勝利への願い
を込めて拍手で終了した。

峠越え 江戸で語らう

人の道かな

高信司

誌上特別報告

高訴訟高裁勝利

母さんへ

9月23日今年もいつもと
変わらない秋の風が吹いてき
ましたね。

お墓参りはいかな僕でも
今年に行きたいような気分が
なっていますよ。

母さんは今度の判決をどう
聞いていますか。一つ聞いて
みたいことがあります。それ
はこの年金を掛けている時今
の様に大事件になると思っ
たでしようか？……。

そんな事はないですよね。
でも今回の二審の判決で裁判
所が出した判決の中ようやく
母さんが掛けた共済年金への
想いが認められたんですよ。

そして僕個人じゃなくすべて
のケースで収入認定はいけな
いと言われたんですよ。その
結果厚生省は最高裁判所に上
告してしまいました。

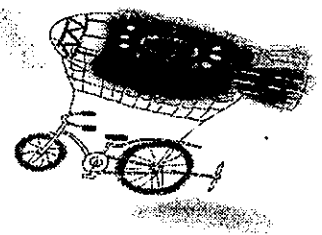
僕としては13年目を迎える
前に戦いを終わりにした
かった。それが本当の気持ち
です。その意味では母さんに
謝らねばなりません。それか
らもう一つ今から7、8年前
に仏に見せられた霊界で落ち
つくことができないほど兄き
と僕の生活を心配してた姿が
頭から離れません。その原因
は僕と兄きの生き方にあると
言われていました。この時は
自分の暮らしを安定させやっ
ぱり家族をつくらねばと思
いました。そしてそのように生
きようと僕なりに努力をし
ました。その結果は母さんも
知っているとと思うけど98年
12月頃出会った女の人と
2、3年は仲良くできたのに
これも僕の性格の悪さでだめ
になつてしまいました。

そんなわけで何一つ安心さ
せられる材料をそろえられな
いまま13年目を目前にして
います。そして今年の誕生日
で50才になろうとしている
今いえることは一つです。
やつと裁判所で認められた
収入認定されない共済年金に
するまで今の生活を維持して

いくことに残りの生涯を使っ
てしまうことを許してもらえ
ますか？
これでは消極的と母さんが
言うのなら最後にこうしま
しょう。50までは今のやり
残したことを一生懸命取り組
み50以降は新たなことはし
ないで守り育ててゆくことに
残りの命を使いきるとしま
しょう。これで許してくれる
よね母さんは。

この原稿は「風を探す道の
り」の4章の前書きとする予
定です。

(高 信司)



山本国賠訴訟について

ついで

1 原告の山本恭正さんは、
西成のいわゆるあいりん地区
において日雇労働者として働
いていたが、病気がなつて働
けなくなり、生活保護を受け

て入院した。山本さんは、そ
の後、約1ヶ月で退院し、な
お治療の必要が認められ、一
時保護所への入所を求めた
が、あいりん地域の生活保護
行政を担当する大阪市更生相
談所(市更相)は、退院当日
に、口頭により保護廃止を宣
言するという暴挙にでた(第
1廃止)。

その後、再び、病気が悪化
した原告は、再入院したが、
病院内でのアクシデントか
ら、病院と相談した上で、市
更相を訪れ、転院の申し入れ
をしたが、市更相は、「こちら
の指示を聞かずに病院をで
てきた。」として、即日保護を廃
止した(第2廃止)。

2 そこで、京都と大阪の弁
護士による弁護士団を結成し、
国及び市を相手として、20
00年3月16日、大阪地裁
に損害賠償請求訴訟を提起し
た。

本件の主要な争点は、第1
廃止時の要保護性の有無、第
2廃止で原告が保護辞退をし
たと言えるのか及び双方にお
いて、法律上要件とされてい
る廃止通知を発行しなかった
ことの違法性の程度である。

既に3回の弁論及び弁論準
備期日を経て、被告らは、第
1廃止の退院時において、原
告は、「中労働が可能」という

診断を得ており、日々新しい
雇用が発生するというあいり
ん地域の実態から、収入を得
て生活することが可能であつ
たという反論をするなど、全
面的に反撃の構えを見せてい
る。裁判は、2001年4月
ころから証拠調べに入り、同
年末までに証拠調べを終了、
2002年3月までには判決
となる計画である。

3 ホームレスとして生活す
る人が、短期間で急増してい
る現状の中、ホームレス問題
は、ようやく危機感を持つて
世間の関心を集めだし、近弁
連人権大会のテーマとしても
取り上げられ、実行委員によ
る精力的な取り組みがなされ
ている。

そのような中、本件も、生
活保護行政の問題点の一端を
示している事案であり、読者
各位に、是非、その成り行き
について関心を持っていただ
きたく、ご報告する。

(近藤厚志)



北海道での 審査請求について

生活保護を受けているもの、受けようとするものの権利としての審査請求を始めて久しくなりますが、請求したままの状態を放置してきた私たちに、昨年の第五回全国裁判連絡会の総会で竹下弁護士に指摘され、奮起一転道庁との話し合いの中、矢継ぎ早に裁決書が出てきて、その対応に苦慮しているところですが、この度二つの審査請求について処分庁に対して保護処分の取消しの認容裁決が出されました。

1、病院移送費の支給をめぐっての坂井さんの審査請求は、坂井さんの審査請求は、1996年6月に行つたものが、今年8月に4年かかって審査庁の採決が出されたものです。

坂井さんは、1989年脳梗塞を患い、働くことが出来なくなつて生活保護を受給。以来毎月2回の病院通院をしていました。96年4月に生活保護から病院の通院費用が出ることを知つた坂井さんは、「ケースワーカーは、何故

知らせてくれなかつたのか」と思いながら、3月・4月分の通院移送費の申請を行ったところ、「3月分の通院移送費については、申請月前のものであるため支給対象に該当しない」といわれ、審査請求に至つたものです。

処分庁は、「申請保護の原則に基づいて行われるものであるから、申請書の提出以降に支給するものである」とことから何ら違法、不当でないこと弁明しています。

これに対して北海道審査請求庁は「法第24条では申請による保護の変更について規定しているが、一方、法第25条第2項では職権による保護の変更について、『保護の実施期間は、常に被保護者の生活実態を調査し、保護の変更を必要とするとき認めるときは、速やかに、職権をもつて、その決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない』と規定されてお

り、医療扶助運営要綱第3の2の(3)及び別冊問答集においても、医療扶助の決定に関し、保護の変更の決定は必ずしも申請を前提とするものではないとされている」とした上で「しかし、申請保護の原則からすると、職権による変更決定を行うの

は、一般的に申請事態の理解が出来ない場合や緊急に入院した場合など、指導しても被保護者が申請することが出来ない合理的理由がある場合であり、保護の実施期間が被保護者の生活実態などを把握し、通院移送費の支給対象となる

ことが確認出来た場合に、保護の変更申請を行うよう指導すべきものである」と見解を示し、坂井さんの場合は、平成元年から通院していたが、その通院方法についての実態を把握しておらず、坂井さんに通院移送費の申請について指導していなかったことが明らかに

なりました。従つて、別冊問答集に照らして、少額であつても最低限度生活を保障する観点から坂井さんの「前月分の通院移送費を支給すべきであり、処分庁の『支給しない』とした決定は不当である」とした審査請求が勝利しました。

このような通院移送費をめぐる審査請求を数人から出されたことで、札幌市は、この移送費をめぐる、各区福祉部宛に通知を出さざるを得なくなり、通院に

関わる移送費の申請があつたときは申請をさせること」と。審査請求が同時にこのよう

にも貢献していくものであることが運動するものたちへの確信となつていきます。

2、緊急入院による病院からの通報申請を受け入れてもらえなかつた河合さんの審査請求

河合さん夫妻は、札幌西区に在住し、会社の寮生活をしながら建設現場で働いていました。99年9月に入つてその寮に住めなくなり、北海道を転々とした結果、中旬には苫小牧市で野宿をしていました。10月1日(金)、身体の不調を訴え、勤医協苫小牧病院を受診、即日入院となりました。

入院時には保険証も携帯しておらず、所持金も390円しかなく、病院職員は急迫状況であると判断して、苫小牧市役所保護課に生活保護申請のための通報を行いました。

ところが苫小牧市は「確認のために来所して欲しい」といわれ職員同席の元に同月4日(月)に保護課を訪れた日「申請日」とされて決定したことを不服として審査請求を行いました。

審査庁は、「第1に、要保護者が急迫状態にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことが出来る

(法7条)。第2に法の運用上の規範として、保護の実施要領で保護の開始時期は、急迫保護を除き、原則として申請のあつた日以降において要保護状態にあると判定された日とする(実施要領第8の3)。

第3に医療扶助の適正な実施をする上で事務処理の要領として医療扶助運営要領が定められており、保護を受けていない患者が急迫状況にあるため、保護の申請の手続をとらないで入院し、また入院外の治療を受けた場合であつて、保護の申請権者または医療機関から医療扶助の運用について連絡があつたときは、速やかに保護申請書を提出するよう指示するとともに、要否の判定があるまでは医療扶助の決定があつたものとして取り扱うことが出来ず、この場合、連絡の記録をとどめることとし、保護を要するものと認められたときは、連絡のあつた日を保護申請の提出のあつた日とみなしてさしつかえない(医運第3の9の(2))。以上の点に照らして河合さん夫妻が入院した10月1日に通報したことは、単なる電話連絡でなく、患者が急迫状況にあるため、医療扶助の適用について連絡したものである」と判断し、処分庁

の決定を退けました。道庁保護課は、今年3月、2000年度4月からの新自治法の中での生活保護の取り扱いについて、「北海道生活保護マニュアル」を作成しました。その中に「急迫保護」の項が設けられ、例外措置として「急迫した事情のため保護の申請が出来なかつたことが立証され、しかもそのような事情がやんだ後、速やかに申請の手続が取られた場合には、申請のあつた日から必要最小限の日数を遡つて保護の適用がなされることがある」と

ことが明記されています。これは、昨年11月に河合さんが不服として行つた審査請求をめぐつて道生連と道庁保護課のやり取りの中で確認されたものです。

審査請求という生活保護の権利と私たちの運動によって、生活保護法の適正実施を勝ち取ることが出来てきたことに審査請求に対する確信を深めているところです。



